

令和4年度 三浦市特定海岸利用のルール

総則

令和4年度海水浴場の開設を見合わせた海岸（三浦海岸、大浦海岸及び横堀海岸、以下、「特定海岸」という。）については、下記のとおりルールに定める。

1 安全対策

(1) 水難事故の防止について

特定海岸は海水浴場としての安全対策が施されていないため、遊泳は控える。

(2) マリンスポーツ等の乗り入れ等の自粛について

特定海岸へのボート、ウインドサーフィン、サーフィン、スタンドアップパドルボード、ヨット、モーターボート、水上オートバイ、バナナボート等の乗り入れ及び砂浜への持ち込みは控える。

なお、三浦海岸においては、ブイの内側の海域でのマリンスポーツ等は特に危険な為、乗り入れ及び持ち込みは控える。（別図3）

(3) バーベキューについて

直火ではなく、コンロなどを使用して台上で調理する。

また、他の利用者が裸足で踏むおそれがあるため、バーベキュー後の炭は砂の中などに埋めるなど絶対にせず、持ち帰って適切に処分する。

2 環境美化対策

(1) ゴミの持ち帰り徹底について

利用者は、自らの出したゴミを持ち帰り、砂浜や近隣のごみ収集場所等に放置しない（ごみの不法投棄は法律により厳しく罰せられる）。

(2) 犬等ペットの管理について

利用者は、犬等ペットを陸域にあつては、引き綱又はケージにより管理すること。また、海域にあつては、海に入れることは控える。

(3) 拡声装置等音響機器の使用について

利用者は、スピーカー等の拡声装置等音響機器の使用を控える。

3 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策

(1) 身体的距離の確保

(2) 咳エチケットの徹底

(3) 適切なマスク着用